

国立大学法人筑波技術大学の学長の任期に関する規則

〔平成18年11月20日〕
学長選考会議決定

最終改正 令和3年12月21日学長選考会議決定

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第15条第1項に基づき、国立大学法人筑波技術大学の学長（以下「学長」という。）の任期について必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 学長の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、再任された場合の任期は、2年とする。

2 学長は、引き続き6年を超えて在任することはできない。ただし、次条第2項により学長に就任した者においては、この限りでない。

3 任期の途中で学長の交替があった場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

(任期の特例)

第3条 学長が前条第1項に規定する4年の任期満了後、当該学長が再任されない場合の次の学長の任期は2年とする。

2 前項に規定する任期2年の学長の任期満了後の再任は妨げない。ただし、その場合の任期は、前条第1項によるものとし、引き続き8年を超えて在任することはできない。

(解釈等)

第4条 この規則の解釈について疑義が生じたときは、国立大学法人筑波技術大学学長選考・監察会議（以下「選考・監察会議」という。）が決定する。

(規則の改正)

第5条 この規則を改正するときは、選考・監察会議の議を経なければならない。

附 則

1 この規則は、平成18年11月20日から施行する。

2 この規則施行の際、現に学長である者が、国立大学法人法の規定により定められた任期を満了したときは、この規則による学長として4年の任期を満了したものとみなす。

3 この規則施行後最初に任命される学長の任期は、第2条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。